

令和8年度第1回滋賀県国民保護計画部会 結果概要

1. 日時

令和8年7月17日（金）14時00分から15時00分まで

2. 場所

滋賀県危機管理センター1階 災害対策室1（WEB（Zoom）併催）

3. 出席者

滋賀県国民保護計画部会委員 計14名

4. 会議内容

（1）議題

滋賀県国民保護計画等の変更について

（2）意見交換

5. 議事概要

- ・滋賀県国民保護計画の変更案について、事務局から変更内容を説明。審議の結果、特段の意見なし。

（本年8月下旬に開催を予定している滋賀県国民保護協議会において、知事への答申案として報告を予定。）

- ・「意見交換」においては、「要配慮者の避難・輸送」「福祉サービスを提供する事業者との連携強化」「緊急一時避難施設の指定および周知」に関して意見交換された。

6. 主な意見

■意見交換

【岡戸委員（滋賀県介護支援専門員連絡協議会）】

スマホやパソコンを使える方が多くても、高齢者にとって国民保護ポータルサイトへのアクセスは難しく、このような情報が届きにくいと推察する。高齢者一人暮らしの方が非常に多いため、的確な情報が届くように周知の仕方を工夫するとともに、災害時と同様に具体的な避難計画を策定する必要がある。

また、要介護者の搬送に不可欠な福祉車両について、緊急時に運転手が不在となる事態に備え、民間事業者が所有する車両や運転可能な者を平時から把握しておくべきである。

さらに、地域住民による運行・操作協力など、住民参画も含めた地域全体の避難・搬送体制の構築が必要である。

【事務局（健康福祉政策課）】

要配慮者の個別避難計画については、ミサイルや大規模テロ等の国民保護事案まで想定されていないのが現状であり、今後は国民保護事案への対応も踏まえた計画策定の検討が必要である。

また、避難に不可欠な福祉車両の把握については、原子力災害を想定し、長浜市・高島市のUPZ区域内では詳細な車両リストを把握しているものの、全県での把握はできていない。国民保護事案は県内全域で発生し得ることから、今後は県内全ての福祉車両等の所在や台数を把握していく必要があると認識している。

さらに、高齢者や障がい者に対する情報伝達の難しさや、行政側からのアプローチ方法などの課題についても十分に認識しており、今後は防災危機管理局と健康医療福祉部が緊密に連携し、実効性のある対応策の検討を進めていく。

【辻岡委員（常葉大学情報環境学部）】

要配慮者の広域避難にあたっては、迅速性のみを追求するのではなく、長時間の搬送に伴う健康悪化を最小限に抑える視点が必要である。また、支援者が危険区域等で活動する際の範囲を規定しておくべきである。

能登半島地震では、広域避難先で医療や介護情報が引き継がれず福祉サービスが中断したといった課題や、避難元の自治体・事業者が避難者の所在や支援状況を把握できなくなる課題が浮き彫りとなった。これらの情報共有体制について、事前に運用を確認しておく必要がある。

あわせて、要配慮者の避難に限らず、避難先での医療・福祉サービスの提供に関する協定を新たに締結するとともに、締結先との共同訓練を重ねるなど、平時からの備えを強化が必要である。

【事務局（防災危機管理局）】

広域避難については、今後実施する国との国民保護共同訓練などの機会を積極的に活用し、要配慮者の健康悪化を防ぐ避難や福祉連携のあり方を具体的に検討していく。

また、広域避難先における避難者の情報伝達体制については、自然災害においても大きな課題となっている。石川県の被災者データベースによる避難先との情報共有の取り組みなどを参考に、本県においても広域避難時に避難先の自治体へ迅速かつ効率的に情報共有できる仕組みについて、導入に向けた検討を進めている。

【草野委員（公益社団法人 滋賀県看護協会）】

医療的ケアが必要な要配慮者の避難においては、事前に避難方法、避難先、介助者を定めておくことが不可欠である。その際、日頃からケアに関わっている地域の訪問看護ステーションといった事業者との連携を視野に入れ、避難・輸送体制を構築すべきである。

また、環境の変化に抵抗がある要配慮者に対して、平時から利用しているデイサービス施設等を福祉避難所として活用できるよう、事前に協定を締結し準備を進めることが望ましい。

さらに、要配慮者の避難時の配慮や、移動先・避難先における人工呼吸器等のための電源設備の確保についても、実効性のある事前準備を進めるべきである。

【事務局（防災危機管理局）】

健康医療福祉部と密接に連携を図りながら、訪問看護ステーションや福祉事業者等との協定先の選定・具体化に向けた検討を進めていく。

【笠原代理（滋賀県警察本部）】

迅速な避難を最優先に考えた場合、緊急一時避難施設の確保が必要な地域も含め、民間施設を積極的に活用し、指定を促進することが重要である。

民間施設の中でも地域住民に広く知られている施設を指定することは、住民自身が避難先を容易にイメージでき、迅速な避難行動に繋がるため極めて有効である。

また、自然災害時において、指定されていた避難所が実際には使用できなかった事例もあることから、不測の事態に備えて代替となる避難施設を一つでも多く確保するためにも、幅広く民間施設の指定を進められたい。

【黒川部会長（龍谷大学社会学部）】

緊急一時避難施設の認知度向上や迅速な避難を促すためには、平時から避難施設であることが一目で分かる看板等の設置が必要である。自然災害時の広域避難場所等については掲示がなされているが、国民保護の避難施設に関する掲示はどのようなになっているか。

【事務局（防災危機管理局）】

国民保護の避難施設であることを示す分かりやすい表示や掲示の必要性を認識している。今後は、地域住民がすぐに逃げ込める身近な民間施設について、避難施設の指定を積極的に進める。

【崎山委員（公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会）】

知的障がいや発達障がいのある者は、その特性によって避難を受け入れるまでに時間を要することもあるため、自然災害だけでなく国民保護事案を想定した避難訓練も実施

し、避難行動を日常化させておくことが不可欠である。

また、福祉施設において自然災害時の BCP 策定は義務化されているが、国民保護に関する義務化や手順の整備は進んでいない。自然災害と国民保護との対応の違いを整理し、施設職員向けの研修を充実させる必要がある。

さらに、保護者においても国民保護に対する危機意識が薄い傾向にあるため、障がい特性に応じた国民保護への理解と普及啓発を図ることが、今後の重要な課題である。

【事務局（防災危機管理局）】

国民保護の概要や避難行動について、住民への周知や理解が十分に浸透していない現状があり、基礎自治体の住民に対する周知は極めて重要であると認識している。

今後は、自然災害との違いを整理した上で、住民への浸透・理解促進に努めていく。

【小嶋委員（滋賀県健康医療福祉部）】

国民保護計画の変更に伴い、要配慮者への救援・福祉サービスの提供において福祉部局が担う役割は極めて大きくなった。自然災害における福祉避難所や体制整備の取り組みを進めているものの、国民保護に関する備えや知識には依然として課題がある。

例えば、災害時に被災者支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の国民保護事案における活用体制など、国レベルでの制度的整理が未だ不十分な点も多い。

いざ事案が発生した際に迅速かつ確実な支援を行うため、「自分事」として備えを進めるとともに、国民保護事案における福祉支援体制の構築や DWAT 等の活用について、国での議論が進むよう働きかけを行っていく必要がある。

以上